平成三年度　陵墓関係調査概要

陵墓調査室

当部においては古代高塚式陵墓及び埋蔵文化財包蔵地内にある陵墓の営繕土木工事を実施するにあたって、施工区域の遺構遺物の有無確認のため、ならびに工法決定に資するために、事前調査や立会調査を行っている。本年度も陵墓調査室が各陵墓監区の協力を得て、左記の個所において調査を行った。番号は事前・立会の通し番号である。

事前調査

一、埴生坂本陵（大阪府藤井寺市青山三丁目）、整備工事個所の調査。
担当　佐藤利秀、徳田誠志、真銅慶一、大平　斉、久保俊郎、川添悟（古市監区、十一月実施）

立会調査

二、人康親王墓（京都市山科区四ノ宮泉水町）、下水道管敷設工事個所の調査。
担当　長浜敏男、内海克己、山本忠浩、中森　勇（月輪監区、五月実施）

三、河内坂門原陵（大阪府羽曳野市西浦）、見張所電灯設備埋設工事個所の調査。
担当　中村直嗣、井上　武（古市監区、七月実施）

四、日子坐命墓（岐阜県岐阜市岩田）、外周柵改修工事個所の調査。
担当　池谷浩行、冨賀　稔（畝傍監区、七月実施）

五、山国陵・後山国陵（京都府桑田郡京北町大字井戸　常照皇寺内）、見張所改修工事個所の調査。
担当　中川幸信、福富　彰（月輪監区、八月実施）

六、那富山墓（奈良市法蓮町）、鳥居改修工事個所の調査。
担当　谷垣孝實、寺田勝比古（畝傍監区、八月実施）

七、他戸親王墓（奈良県五条市御山町）、鳥居改修工事個所の調査。
担当　北田和夫、森本正哲（畝傍監区、八、九月実施）

八、後田邑陵（京都市右京区宇多野馬場町）、見張所排水管設置工事個所の調査。

担当　南智次郎、畑　隆夫、藤本　寛（桃山監区、九月実施）

九、桃山陵墓地（京都市伏見区桃山町古城山）、上水道管埋設替工事個所の調査。

担当　藤林幸裕、坂井洋介（桃山監区、九月実施）

一〇、大原陵（京都市左京区大原勝林院町）、鳥居改修工事個所の調査。

担当　杉江嘉則、高橋秀明（月輪監区、九月実施）

一一、法住寺陵（京都市東山区三十三間堂廻り町）、参道入口外改修工事個所の調査。

担当　巽　俊夫、坂部泰生（月輪監区、九月実施）

一二、仲津山陵（大阪府藤井寺市沢田四丁目）、見張所改修工事個所の調査。

担当　徳田誠志、中村直嗣、井上　武（古市監区、十月実施）

一三、古市高屋丘陵（大阪府羽曳野市古市五丁目）、参道敷上下水道・ガス管埋設工事個所の調査。

担当　久保俊郎、井上　武（古市監区、十月実施）

一四、檜尾陵（大阪府河内長野市寺元　観心寺内）鳥居改修工事個所の調査。

担当　木林成嘉、小林利雄（古市監区、十月実施）

一五、磯長山田陵（大阪府南河内郡太子町大字山田）、境界線保護工事個所の調査。

担当　福尾正彦、木林成嘉（古市監区、十一月実施）

一六、宇波多陵（京都市西京区大枝中山町）、見張所改修等工事個所の調査。

担当　大藪健司、長谷川政明（桃山監区、十一、三月実施）

一七、畝傍山東北陵（奈良県橿原市大久保町）、電線埋設工事個所の調査。

担当　冨賀　稔、中村修也（畝傍監区、十二月実施）

一八、狭木之寺間陵（奈良市山陵町）、整備工事個所の調査。

担当　徳田誠志、北村　豊、福島由有（畝傍監区、十一―三月実施）

一九、後月輪東山陵（京都市東山区今熊野泉山町）、旧参道石積改修工事個所の調査。

担当　森本芳博、山本忠浩（月輪監区、十二月実施）

二〇、百舌鳥耳原南陵（大阪府堺市石津ヶ丘）、拝所葛石改修等工事個所の調査。

担当　西野正治（古市監区、十二―三月実施）

二一、来目皇子墓（大阪府羽曳野市はびきの三丁目）、参道入口市道拡幅工事個所の調査。

担当　小林利雄（古市監区、一月実施）

二二、百舌鳥耳原中陵（大阪府堺市大仙町）、渡土堤漏水留工事個所の調査。

担当　徳田誠志、真銅慶一（古市監区、二月実施）

一三、安楽寿院南陵（京都市伏見区竹田内畑町）、水道管埋設工事個所の調査。

担当　鎌田喜久雄、田端勝一（桃山監区、三月実施）

一四、畝傍山東北陵（奈良県橿原市大久保町）付属地内水路改修工事個所の調査。

担当　村島三彦、中村修也（畝傍監区、三月実施）

本年度事前調査は仁賢天皇埴生坂本陵において、次年度予定の墳丘部裾および一部外堤内法裾の浸蝕箇所の護岸工事を行うに先立って、遺構遺物の確認と、それをふまえての工法を定めるために実施した。調査結果については担当者による後掲の報告書を参照されたい。また調査および工法については調査期間中に大阪文化財センター理事長坪井清足氏、建設省土木研究所砂防部長渡辺正幸氏、奈良教育大学名誉教授梅田甲子郎氏の三方に実地検分をして頂き、考古学・土木工学・地質学の各分野から貴重な御指導を受けた。

次に立会調査の結果について記す。

二は人康親王墓の参道入口で、すでに拡幅された市道敷に貸出されている部分を、約三平方メートルを深さ二・五メートル掘削したものであるが、撹乱層のみであった。

三は清寧天皇陵で、見張所に電灯線をひく電柱を立てるため、現見張所の北側に〇・五メートル四方、深さ一メートルを掘削したもので、深さ〇・六メートルの所から現代の針金が出、その下も撹乱されていて、全くの盛土層であった。

四は墓の後方外周柵を改修するために、延二二メートルを幅〇・四メートル、深さ〇・六メートル掘削したが、ここは礫まじりの層で、在来石積の裏込めと思われる箇所で、遺構遺物は検出されなかった。

五は見張所を在来の位置に建て直したものである。場所は傾斜地で人為的に平坦にした箇所で、約〇・三メートルの掘削ですんだが、盛土層のみで遺物の混在もなかった。

六、七、一〇、一四はいずれも経年で朽損した鳥居の改修工事で、在来箇所の掘削のみであり、いずれも地層は埋戻し土であり、遺物も検出されなかった。

八は光孝天皇陵で、見張所に水洗便所を新設するため、排水管埋設のため見張所北側を市道に向けて一二メートル、幅〇・五メートル、深さ〇・六メートル掘削した。ここは礫を含んだ層で遺構遺物はなかった。

九は明治天皇陵前の一般拝所から、特別拝所東側の端まで約二百メートルに在来給水管の埋設替のため、幅〇・六〜一、二メートル、深さ一メートル内外を掘削し、調査したがいずれも既設管埋設時の撹乱層で、遺物も検出されなかった。

二は御陵の拝所正面、拝所脇掃除口、参道入口の鉄扉取替えのため、各基礎部分を約〇・六メートル掘削したが、すべて撹乱層で遺物の検出はなかった。

三は既設の見張所改修であるが、本来の外堤上の可能性もあるので、

慎重に調査したが、保存すべき遺構はなかった（後掲報告書参照）。

一三の参道敷も入口箇所で、羽曳野市に一時使用を許可している所で、市が上下水道、ガス管等を埋設するために掘削調査したのであるが、遺構遺物はなにも検出されなかった。

一五、拝所の西側部分から西南部隅にかけての境界線保護工来のための調査で、遺構遺物はなにもなかった（後掲報告書参照）。

一六、見張所改修および水道管埋設のための掘削箇所の調査を行った所である。なにも遺構遺物の検出はなかった。

一七、陵墓地内監区事務所用の電灯線を東側県道をはさんで、架空線を地中埋設線にするために該当箇所を掘削調査したが、すべて攪乱された地層で、遺物の出土もなかった。

一八、ここは前年度事前調査した所で、本年度工事実施にあたり、本部調査員も派遣して掘削箇所の立会調査を行った。所見は後掲報告書を参照されたい。

一九、孝明天皇陵への旧参道石積の危険防止のための積直し箇所の調査で、遺構遺物は見当たらなかった。

二〇、拝所周囲の葛石の狂い直しで、延四〇メートルを幅〇・七メートル、深さ〇・五メートルの規模で掘削したが、表土層の下は以前工事の際の盛土で、遺物の検出もなかった。

二一、ここは羽曳野市道に接している箇所で、今回その拡幅工事が市によって行われるにあたり調査された。表土の下にコンクリート基礎による二段の石段があったが、これはかつて参拝者用に設けられたものであって、その下も盛土であり、遺物の混在もなかった。

二二、この御陵の第二、三湟間の前方部側東南にある渡土堤の漏水留工事のための掘削で、本部調査員が調査を行ったが。表土より〇・六〜〇・八メートルは盛土で、その下は地山であって、遺物もなかった。

二三、ここの工事は見張所南側水道メーター部分から、参道を横切って御手水鉢までの約四メートルを幅〇・四メートル、深さ一メートルを掘削したが、前回の埋戻し土で、遺物もなかった。

二四、本件は以前から継続の陵墓地内農業用灌漑用水路の改修で、今回は御陵西側において約六〇メートルを、幅〇・八メートル、深さ〇・一〜〇・二メートルの掘削で、ほとんどヘドロ層であった。

以上、立会調査箇所はいずれも遺構はなく、遺物もさしたるものはなく、予定通りの工事を行うことができた。

次に本年度は一、仁徳天皇百舌鳥耳原中陵、二、舒明天皇押坂内陵の二箇所の墳丘部表面調査を行ったが、一、二ともに、次年度以降にも継続する予定であるので、いずれも完了後に報告する。また本年十二月、宮崎県男狭穂塚陵墓参考地にて参拝所美化作業中に埴輪片等を採集したので、それについて後に紹介しておく。

（飯倉　晴武）